

動物愛護管理法の改正に関連する政省令・告示一覧

※網掛け部分は審議会の意見聴取が法定されている事項(第43条)

政省令事項	政令・省令・告示の別	主な内容
○基本指針		
動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(第5条)	告示	法の施行状況及び法改正を踏まえた見直しについて検討
○所有者明示		
所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置(第7条第6項)	告示	犬猫販売業者のマイクロチップ装着義務化を踏まえ、見直しの必要性について検討
○飼養保管基準		
動物の飼養及び保管に関しよるべき基準(第7条第7項)	告示	法の施行状況及び法改正を踏まえた見直しについて検討
○第一種動物取扱業者(第3章第2節)		
登録申請書類(第10条第2項)	省令(第2条第2項)	改正法第21条で定める第一種動物取扱業者の動物の管理方法等に関する基準の具体化に伴い、見直しについて検討
登録の拒否(第12条)		
登録基準(動物の適正な取扱いの確保に関する基準)(第1項)	省令(第3条第1項)	法改正を踏まえ、動物取扱責任者要件等の見直し等について検討
登録基準(飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準)(第1項)	省令(第3条第2項)	改正法第21条で定める第一種動物取扱業者の動物の管理方法等に関する基準の具体化に伴い、見直しについて検討
登録基準(犬猫等健康安全計画に関する基準)(第1項)	省令(第3条第3項)	法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
登録拒否要件(成年被後見人)(第1項第1号)	省令(新設)	成年被後見人制度見直しに伴う改正(対応中)
登録拒否要件(不正又は不誠実な行為)(第1項第7の2号)	省令(新設)	不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者について具体的な要件を規定
登録拒否要件(法人の使用人)(第1項第8号)	省令(新設)	法人の使用人として登録の拒否要件を適用すべき範囲について検討
登録拒否要件(個人の使用人)(第1項第9号)	省令(新設)	個人の使用人として登録の拒否要件を適用すべき範囲について検討

基準遵守義務(第21条)【※2年以内施行】		
第一種動物取扱業者の基準遵守義務(第1項)	省令(第8条)	法改正を踏まえ、基準を具体化するよう見直し
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	告示	法改正を踏まえ、基準を具体化するよう見直し
動物に関する帳簿の備付け等(第21条の5)※旧第22条の6	政令(新設) 省令(第10条の2)	法改正で対象が犬猫から動物に拡大されたこと等を踏まえ、見直しについて検討
動物取扱責任者(第22条)		
動物取扱責任者の要件(第1項)	省令(第9条)	法の施行状況及び法改正を踏まえ、要件の見直しについて検討
動物取扱責任者研修(第2項)	省令(第10条)	法の施行状況及び法改正を踏まえ、研修の内容等の見直しについて検討

○第二種動物取扱業者(第3章第3節)

第二種動物取扱業の届出(第24条の2の2)※旧第24条の2		
第二種動物取扱業者の範囲(飼養施設及び飼養する動物の数)	省令(第10条の5)	条ズレへの対応のほか、法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
届出の方法	省令(第10条の6)	法改正で第一種動物取扱業の基準が具体化されることを踏まえ、見直しについて検討
変更届出(第24条の3第1項)、廃業届出(第16条準用)	省令(第10条の7、第10条の8)	法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
準用規定(第24条の4)【※2年以内施行】		
第二種動物取扱業者の遵守基準の準用(第21条準用)	省令(第10条の9)	法改正で第一種動物取扱業の基準が具体化されることを踏まえ、基準の見直しについて検討
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	告示	法改正で第一種動物取扱業の基準が具体化されることを踏まえ、基準の見直しについて検討

○周辺の生活環境の保全等に係る措置(第25条)

周辺の生活環境が損なわれている事態(第1項)	省令(第12条)	法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
虐待を受けるおそれがある事態(第4項)	省令(第12条の2)	施行状況及び法改正(第44条第2項の虐待の例示の追加等)を踏まえ、見直すべき事項について検討

○特定動物の飼養許可

特定動物(第25条の2)	政令(第2条)	法改正に伴う条ズレに対応(対応中)
飼養及び保管の禁止の特例(第25条の2)	省令(第13条)	法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
特定動物の飼養又は保管の許可(第26条)		
飼養又は保管の目的(第1項)	省令(新設)	許可の対象となる飼養目的を規定することにより、愛玩・鑑賞を目的とする飼養等を禁止
飼養又は保管の許可の申請(第2項)	省令(第15条)	法改正を踏まえ、申請書の様式について必要な見直し

特定動物の飼養又は保管の変更の許可等(第28条)		
飼養又は保管の変更の許可の申請(第1項)	省令(第18条)	法改正を踏まえ、申請書の様式について必要な見直し
飼養又は保管の変更の届出(第3項)	省令(第19条)	法改正を踏まえ、届出書の様式について必要な見直し
飼養又は保管の方法(第31条)	省令(第20条)	特定動物の飼養又は保管の方法を規定
特定動物の飼養又は保管の方法の細目	告示	特定動物の飼養又は保管の方法の細目を規定

○犬及び猫の引取り(第35条)

所有者からの犬猫の引取りを拒否できる場合(第35条第1項)	省令(第21条の2)	法改正を踏まえ、見直すべき事項はあるかについて検討
所有者不明犬猫の引取りを拒否できる場合(第35条第3項)	省令(新設)	法改正を踏まえ、引取りを拒否することができる場合を規定することを検討
犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置(第35条第7項(第36条第3項において準用する場合を含む。))	告示	第35条第3項の改正を踏まえ、見直しについて検討

○犬及び猫の登録(第4章の3)【※3年以内施行】

マイクロチップの装着(第39条の2)		
マイクロチップの装着方法(第1項)	省令(新設)	マイクロチップの装着方法、装着部位等について規定することを検討
マイクロチップの基準(第1項)	省令(新設)	ISO規格への準拠等マイクロチップが備えるべき要件について検討
装着を要しないやむを得ない事由(第1項)	省令(新設)	犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときのほか、マイクロチップの装着義務の適用を除外するやむを得ない事由について検討
マイクロチップ装着証明書(第39条の3)		
装着証明書の記載事項(第1項)	省令(新設)	マイクロチップ識別番号等、装着証明書に記載する事項を規定
装着証明書の様式その他必要な事項(第2項)	省令(新設)	装着証明書の様式を規定
取外しの禁止(取外しを行うやむを得ない事由)(第39条の4)	省令(新設)	犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときのほか、マイクロチップを取り外すやむを得ない事由について検討
登録等(第39条の5)		
登録申請の方法(第2項)	省令(新設)	登録申請の具体的方法について規定
登録申請書のその他記載事項(第2項第3号)	省令(新設)	犬又は猫の情報等、その他記載する事項について検討
登録証明書の交付方法(第4項)	省令(新設)	登録証明書の交付の具体的方法について規定
登録証明書の様式(第5項)	省令(新設)	登録証明書の様式を規定
登録証明書の記載事項(第5項)	省令(新設)	登録証明書に記載する事項について規定
登録証明書の再交付手続(第6項)	省令(新設)	登録証明書の再交付申請の方法について規定

登録に係る事項の保存期間(第7項)	省令(新設)	犬猫の平均寿命を考慮して登録事項の保存期間について検討
変更の届出を要する事項(第8項)	省令(新設)	氏名、住所、電話番号、犬猫の所在地等変更登録を求める事項について規定
所有者登録情報の変更の届出の方法(第8項)	省令(新設)	所有者登録情報の変更届出の方法について規定
変更登録の方法(第39条の6)	省令(新設)	所有者変更時の変更登録の方法について規定
狂犬病予防法の特例(第39条の7)		
市町村長への通知の方法(第1項)	省令(新設)	通知の具体的方法について規定
市町村長への通知の内容(第1項)	省令(新設)	求めがある市町村長に通知すべき事項について規定
所有者登録情報の変更届出の際の市町村長への通知の方法(第3項)	省令(新設)	通知の具体的方法について規定(第1項と同様)
所有者登録情報の変更届出の際の市町村長への通知の内容(第3項)	省令(新設)	求めがある市町村長に通知すべき事項について規定(第1項と同様)
死亡等の届出(第39条の8)		
死亡、その他の届出を要する場合	省令(新設)	死亡したとき等、届出を要する場合について規定
死亡等の届出の方法	省令(新設)	届出の具体的方法について規定
指定登録機関の指定(第39条の10)		
指定登録機関の指定方法(第1項)	省令(新設)	指定方法等について規定
登録関係事務を行う者の申請方法(第2項)	省令(新設)	登録関係事務を行おうとする者の申請等の具体的方法について規定
登録関係事務規程で定めるべき事項(第39条の13第2項)	省令(新設)	関係事務規程で定める具体的内容について規定
帳簿の備付け等(第39条の15)		
帳簿の備付方法	省令(新設)	帳簿の備付け、記載、保存方法について規定
帳簿に記載する事項	省令(新設)	帳簿に記載する事項について規定
指定登録機関からの報告(第39条の17)	省令(新設)	報告方法、報告する事項等について規定
環境大臣が登録関係事務を自ら行う場合の引継事項等(第39条の23)	省令(新設)	必要な引継事項等について規定
手数料(第39条の25)	政令(新設)	登録、再交付、変更登録それぞれの手数料を規定
その他マイクロチップに係る事項(第39条の26)	省令(新設)	その他省令で定めるべき事項はあるかについて検討

○その他

動物を殺す場合の方法(第40条)	告示	国際的動向の配慮に係る規定が追加されたもの
改正法の施行期日(附則第1条)	政令(新設)	関係規定ごとに施行日について検討
施行日前にマイクロチップが装着された犬猫の登録の方法(附則第5条) 【※3年以内施行】	省令(新設)	登録申請の具体的方法について検討(第39条の5と同様)
経過措置(附則第7条)	政令(新設)	必要な経過措置について検討